一般社団法人水素供給利用技術協会

2024年度水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、一般社団法人水素供給利用技術協会(以下、「HySUT」という。)が水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業を実施する法人に、2024年度分の助成金を交付する際に必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本助成金は、水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業を実施する法人の活動を支援することにより、水素インフラ業界における技術的基準などの自主基準を制定・維持管理し、当該自主基準の浸透・業界内遵守を確固たるものにし、もって水素インフラの安全性・信頼性の向上、ひいては水素インフラ業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

(助成の内容)

- 第3条 HySUT は事業の目的を完遂するために、助成の対象となる事業、対象経費、助成率、助成期間及び助成額上限を定め、水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業を実施する法人に助成金を交付する。
- 2 助成の対象となる事業、対象経費、助成率、助成期間及び助成金額上限は、別表に定めるところとする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、助成金交付申請書 (様式第1)を、実施計画書(様式第1別添1)を添えてHySUTに提出しなければならない。

(交付の決定と通知)

- 第5条 HySUT は、第4条の規定による助成金交付申請書を受け付けたときは当該書類に基づき その内容を審査する。その結果、助成金を交付すべきものと認めた場合は交付決定を行い、 速やかに申請者に助成金交付決定通知書(様式第2)を送付し、通知するものとする。また、 適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき必 要な条件を付することができるものとする。
- 2 HySUT は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付して申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 第5条第1項による交付決定通知を受けた申請者は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金交付の申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に交付申請取り下げ届出書(様式第3)をHySUT あてに提出しなければならない。

(計画変更の申請、承認等)

- 第7条 助成金の交付決定を受けた者(以下、「事業者」という。)は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第4)を HySUT に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 助成金の交付決定額を変更しようとするとき。
 - (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、助成の目的及び事業の進捗に影響を及ぼさない範囲の軽微な変更を除く。
 - (3) 助成事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 HySUT は、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請 に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認通知書(様 式第5)を申請者に送付するものとする。また、承認をする場合において、必要に応じ計画 変更内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(契約等)

第8条 事業者は、助成事業を遂行するために売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般競争に付すことが困難または 不適当である場合は指名競争に付し、または随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

第9条 事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部 を、HySUTの承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(遅延等の状況報告)

第10条 事業者は、助成事業が助成期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに助成事業遅延報告書(様式第6)をHySUTに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告)

第11条 事業者は、HySUTの要求があった場合は助成事業の遂行及び収支の状況について、指示する期日までに実施状況報告書(様式第7)を HySUT に提出しなければならない。

(事業活動報告)

第12条 事業者は、助成金の交付決定に係る事業年度が終了したときは、その日から14日 以内に、当該年度の実績報告書(様式第8ならびに様式第8別添1~3)を HySUT に提出し なければならない。なお、

事業のすべてが完了したとき、または第7条第1項3号により事業の全部が廃止された場合の報告もこれに準ずる。

(助成金の額の確定等)

第13条 HySUT は、第12条の報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る助成事業の実施内容が、助成金の交付の決定内容(第7条第2項に基づく計画の変更の承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに事業者に対し、助成金額の確定通知書(様式第9)により通知する。

(助成金の支払い)

- 第14条 HySUT は、第13条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成金を支払うものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、助成金支払請求書(様式第10)をHySUTに提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

- 第15条 HySUT は、第7条第1項3号の規定による申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第5条第1項の規定による助成金交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。
 - (1) 事業者が法令、本要綱に基づく HySUT の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 事業者が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業者が助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定は、第13条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 HySUT は、第1項の規定に基づく取り消しをしたときには、交付決定取消通知書(様式第11)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

- 第16条 HySUT は、第15条第1項の規定による交付決定の取消しをした場合において、当該 取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を付して助成金返還命令 書(様式第12)により当該助成金の全部又は一部の返還を命令するものとする。
- 2 HySUT は、第1項の返還を命令するときは、第15条第1項4号に規定する場合を除き、当該命令がなされた日から納付の日までの日数に応じて、当該返還助成金の額(その一部を返還した場合におけるその返還日以降の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該申請者から徴収するものとする。
- 3 第1項の助成金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成事業の経理等)

第17条 事業者は、助成事業の経理について、助成金以外の経理と明確に区分し、その収支を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、助成事業の終了後5年間保存しておかなければならない。

(HySUT による調査)

- 第18条 HySUT は、助成金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、事業者に対して調査等を行うことができる。
- 2 事業者等は、HySUT が調査等を通告した場合は、これに協力しなければならない。
- 3 第1項に規定する調査等は第14条に定める助成金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(雑則)

第19条 HySUT は、この交付要綱に定めるもののほか、その施行に関し必要な事項がある場合は別途これを定めるものとする。

附則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

別表(交付要綱第3条第2項関係)

事業名	水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業
対象経費	水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業費 (1)消耗品費 ・消耗品の購入代金(固定資産に計上されるものは除く) (2)外注費 ・外注に要する費用 (3)旅費 ・事業遂行のための出張旅費。 (4)会議運営費 ・委員旅費、会議経費等 (5)人件費 (6)その他経費 ・(1)~(5)以外で HySUT が認める費用
助成率	1 0 0 %
助成期間	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日
助成金額上限 (消費税込)	100万円

様式第1(交付要綱第4条関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 助成金交付申請書

年 月 日

一般社団法人水素供給利用技術協会 会長 宮田 知秀 殿

(申請者)

住所:名称:

代表者氏名: 印

一般社団法人水素供給利用技術協会、2024年度水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業助成金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、2024年度分の助成金の交付を、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額

水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業費円

2. 事業計画

※詳細は別添1実施計画書のとおり

1. 事業期間

2. 事業活動内容

水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 実施計画書

(助成期間) 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

, .	実施場所
(2)	事業の概要
(3)	事業の目標
• :	全体
• }	当該年度
(4)	その他特記事項
—— Alle	
. 事業	舌動統括責任者
所属・	
氏名	
事業所	所在地
TEL	
TEL e-mail	
e-mail	
e-mail	実施体制(本事業に参画する企業、機関等をすべて記載のこと)
e-mail .事業	
e-mail .事業 【構成」	
e-mail . 事業: 【構成」 (1):	員①】 企業名、機関名
e-mail . 事業: 【構成」 (1):	員①】 企業名、機関名 本事業における役割
e-mail . 事業: 【構成」 (1) 2 (2) 3 (3) 3	員①】 企業名、機関名 本事業における役割 連絡先窓口
e-mail . 事業: 【構成」 (1) 2 (2) 2 (3) 3	員①】 企業名、機関名 本事業における役割 車絡先窓口 所属・役職
e-mail . 事業: 【構成」 (1) 2 (2) 2 (3) 3	員①】 企業名、機関名 本事業における役割 連絡先窓口 所属・役職 氏名
e-mail . 事業: 【構成」 (1) 2 (2) 2 (3) 3	員①】 企業名、機関名 本事業における役割 車絡先窓口 所属・役職

5. 実施スケジュール

全体スケジュール及び当該年度スケジュール	

6. 交付申請額の内訳

内 訳		金額(円)
1	消耗品費	
2	外注費	
3	旅費	
4	会議運営費	
5	人件費	
6	その他経費	
交付申請額		

※ 積算の根拠となる資料を添付のこと

様式第2(交付要綱第5条第1項関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 助成金交付決定通知書

彑	Ę,	月	H

申請者	住所			
	名称			
	代表者	殿		
			一般社団法人水素供給利用技術	ド協会
			会長	印

年 月 日付で交付申請のあった2024年度の助成金について、下記のとおり交付することに決定したので、一般社団法人水素供給利用技術協会2024年度水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、通知します。

記

2. 交付における必要な条件

様式第3(交付要綱第6条関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 交付申請取り下げ届出書

年 月 日	
-------	--

一般社団法人水素供給利用技術協会 会長 殿

(申請者)

住 所: 名 称:

代表者氏名: 印

年 月 日付で交付決定のあった2024年度の助成金の交付申請を下記の理由により 取り下げたいので、一般社団法人水素供給利用技術協会2024年度水素インフラに係る自主 基準の制定・維持管理事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、届出します。

記

交付申請取り下げ理由			

様式第4(交付要綱第7条関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 計画変更等承認申請書

年	E.	月	H

印

					年	月	E
一般社団法。	人水素供給利用	技術協会					
会長	殿						
			(申請	青者)			
			住	所:			
			名	称:			

代表者氏名:

年 月 日付、交付決定のあった2024年度の助成金の決定内容を下記のとおり変更し たいので、一般社団法人水素供給利用技術協会2024年度水素インフラに係る自主基準の制 定・維持管理事業助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2.	. 変更を必要とす	る理由		

(注) 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

様式第5(交付要綱第7条第2項関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 計画変更等承認通知書

年 月 日

申請者 住所

名称

代表者

殿

一般社団法人水素供給利用技術協会 会長 印

年 月 日付で承認申請のあった2024年度の助成事業の計画変更については、 審査の結果、下記のとおり承認することとしたので、一般社団法人水素供給利用技術協会2 024年度水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業助成金交付要綱第7条第2項 の規定に基づき、通知します。

記

計画変更の内容			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
承認における必要な条件			

一般社団法人水素供給利用技術協会

殿

会長

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 助成事業遅延報告書

(申請者)

所:

住

年 月 日

	名 称:	
	代表者氏名:	印
年 月 日付で助成金の交付決定のあった 2 社団法人水素供給利用技術協会 2 0 2 4 年度が 業助成金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき、	素インフラに係る	自主基準の制定・維持管理事
	記	
1. 助成事業の進捗状況:		
1. 奶瓜事未少些沙爪伍。		
0 EUT/2040		
2. 原因及び内容:		
3. 遅延することによる影響:		
4. 今後とるべき措置:		
5. 遅延することによる金額の変更:		
 6.遂行及び完了予定年月日: 年	月 日	
о. <u>Жи</u> доиллитин. — Т)1 H	

様式第7(交付要綱第11条関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 実施状況報告書

年	H	
+	刀	\vdash

一般社団法	人水素供給利用技術協会
会長	殿

(申請者)

住 所:名 称:

代表者氏名: 印

年 月 日付で助成金の交付決定のあった2024年度助成事業の実施状況について、一般 社団法人水素供給利用技術協会2024年度水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事 業助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1.	助成事業の遂行状況:
2.	助成事業の収支状況

※支払い状況の分かる資料を添付すること

様式第8(交付要綱第12条関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 実績報告書

年 月 日

一般社団法人水素供給利用技術協会

会長 殿

(申請者)

住 所:

名 称:

代表者氏名: 印

年 月 日付で助成金の交付決定のあった2024年度助成事業の実績について、一般社団法人水素供給利用技術協会2024年度水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業助成金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業実施結果

別添1の事業報告書のとおり

2. 事業費執行結果

水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業費円

※詳細は別添2 決算総表、別添3 支払い明細書のとおり

水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 事業報告書

1. 事業期間

(助成期間) 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

- 2. 事業活動内容
 - ※対象期間内に実施した内容について記載のこと
- 3. 成果
 - ※対象期間内に得られた成果について、当該期間内あるいは全体の目標と比較しながら具体的に記載のこと
- 4. その他特記事項
 - ※産業財産権出願等、報告すべき事項があれば記載のこと

水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 2024年度決算総表

	内 訳	金 額 (円)
1	消耗品費	
2	外注費	
3	3 旅費	
4	会議運営費	
5 人件費		
6 その他経費		
	合 計	

支払い明細書

連番	経費区分	内	容	金額 (円)	支払日	支払先	備考

[※]経費区分とは、消耗品費、旅費、人件費等の区別をいう。

[※]経費区分ごとに小計欄を設け、最後に合計欄を作成のこと。

様式第9(交付要綱第13条関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 助成金額の確定通知書

年 月 日

申請者 住所

名称

代表者 殿

一般社団法人水素供給利用技術協会 会長 印

年 月 日付で助成金の交付決定した2024年度助成事業助成金の交付額について、下記の通り決定したので、一般社団法人水素供給利用技術協会2024年度水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、通知します。

記

- 1. 助成対象期間 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日
- 2. 助成金交付確定額

円

様式第10(交付要綱第14条第2項関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 助成金支払請求書

年 月 日

一般社団法人水素供給利用技術協会 殿 会長

(申請者)

住 所: 名

称:

代表者氏名: 印

年 月 日付で交付額決定通知のあった2024年度助成事業の助成金について、一般社 団法人水素供給利用技術協会2024年度水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 助成金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

円<u>也</u>

助成金振込先

- ・金融機関名および支店名
- 預金種別
- 口座番号
- ・口座名義 (よみがな)

様式第11(交付要綱第15条第3項関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 交付決定取消通知書

年 月 日

申請者 住所

名称

> 一般社団法人水素供給利用技術協会 会長 印

年 月 日付で助成金の交付決定した2024年度助成事業について、下記の理由により当該助成金交付決定を取り消しましたので、一般社団法人水素供給利用技術協会2024年度水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業助成金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1. 交付決定取消理由

2. 交付決定取り消しに伴う金額、年月日

様式第12(交付要綱第16条第1項関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会 水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業 助成金返還命令書

年 月 日

申請者 住所

名称

> 一般社団法人水素供給利用技術協会 会長 印

年 月 日付で助成金の交付決定した2024年度助成事業について、一般社団法人水素 供給利用技術協会2024年度水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業助成金交 付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記により返還を命令します。

記

返還すべき助成金の額	円 (I. + II.)
I. 支払済助成金の金額	円
Ⅱ. 加算金の額	円
Ⅲ. 返還期限	
IV. 返還命令の理由	
V. 振込先	口座名義: 金融機関名: 店名: 預金種目: 口座番号: